

第3回農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年3月26日（金） 午前10時51分～
2. 場 所 野辺地町役場 議場
3. 会議に出席した委員
1 番 野田頭 政 子 2 番 毛 利 勝 廣 3 番 野 坂 長太郎
4 番 村 山 勝 雄 5 番 田 村 敬 一 7 番 高 松 誠
8 番 魚 住 ゆり子 9 番 高 田 光 雄
4. 会議に欠席した委員
な し
5. 会議に出席した農地利用最適化推進委員
杉 山 福 行 柴 崎 幸 三 古 沢 高 明
村 山 茂 二ツ森 均 江刺家 昭 彦
6. 会議に欠席した農地利用最適化推進委員
野 坂 勝
7. 会議に出席した職員
事務局長 玉山 順一 総括主幹 寺澤 いづみ
8. 会議に付した案件
議案第3号 農地・非農地の判断について
議案第4号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
議案第5号 青年等就農計画の認定に係る意見について議案第号
議案第6号 令和3年度農作業労働賃金等標準額の設定について
報告第5号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
報告第6号非農地証明について
報告第7号農業委員会職員の任免について
9. 議事の概要
以下のとおり。

	【開会時刻 10時51分】
議 長	ただいまから、野辺地町農業委員会、第3回総会を開会いたします。 本日の出席委員数は9名です。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。 本日の付議案件は4件と報告3件となっております。 事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 恒例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番 福士 委員と、7番 高松 委員にお願いします。 議事に入ります。 「議案第3号 農地・非農地の判断について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書1ページ、お開き願います。 議案第3号 利用状況調査及び荒廃農地調査によりB分類と判定した農地について、農地・非農地の判断を求めるものであります。 【議案第3号、議案書をもとに朗読、説明】 議案第3号の説明については以上です。
議 長	それでは議案第3号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。
委 員	(なし)
議 長	議案第3号について、非農地とすることで御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第3号については非農地とします。 次に、「議案第4号 農業経営改善計画の認定に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書2ページ、お開き願います。 議案第4号 農業経営改善計画の認定に係る意見について説明します。 野辺地町長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。 農業経営改善計画の概要は、議案書に記載してあるとおりです。申請の詳細については3ページをご覧ください。 認定を受けるための要件は3点あります。 第1点が、町が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。

	第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。 第3点が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る内容となっていること。 となっています。 【議案第4号、議案書をもとに朗読、説明】 以上で議案第4号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第4号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。
4 番	認定農業者という項目が全然出てこないが。
事務局	これが認定農業者になるための申請書、計画書になります。
議 長	その他ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	議案第4号について、御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第4号については意見なしとして町に回答いたします。
委 員	次に、「議案第5号 青年等就農計画の認定に係る意見について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書4ページ、お開き願います。 議案第5号 青年等就農計画の認定に係る意見について説明します。 野辺地町長より農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。 認定を受けるための要件は2点あります。 第1点が、町が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。 第2点が、目標を達成される見込みが確実であること。 となっています。 【議案第5号、議案書をもとに朗読、説明】 以上で議案第5号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第5号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。
7 番	認定されると何かメリットがあるんですか。

事務局	融資を受ける際に優遇される等のメリットがあります。 逆に認定農業者でなければならないというようなことが関係してきます。
7 番	今、移住の関係で来ているんだけど、それでもいいんですか。
事務局	議案書にあるのが5年後の計画書です。5年後に労働時間や農業所得が基本構想と照らし合わせて、5年後の計画として達成できるかどうかということで認定をします。今の所得ではなくて、5年後に達成する見込みのある人を認定するということです。
7 番	〇〇さんは今年いっぱい移住の3年間が過ぎるでしょ。△△さんはあと1年で過ぎれば、そのあと、5年までに達成できなければどうなりますか。
事務局	目標が達成されないからといって何か罰があるかというところはありませんし、今の新規就農者の方々のこの計画を立てるにあたり、農協の補佐と普及振興室の職員とで話し合って作成した計画となっています。
7 番	それはいいんだけど、移住の補助金がある期間が過ぎた後、何もない状態から更に5年までいくってのいうのは大変だと思うんだけど。
3 番	機械とかは全部ありますか。
事務局	そういうのもレンタルという計画を、農協職員と普及振興室の職員と農水の職員で話し合って作られた計画です。
7 番	移住の補助金の期間が過ぎた後、大変だと思うんですが。
事務局	大変だろうけれども、それを踏まえて自分で認定申請しているし、あくまでもそこを目指す目標。
7 番	もっと早い方がいいんじゃないのか。
事務局	申請時期についてですか。申請は、あくまでも申請なのでその人が…
7 番	その人によってことですね。わかりました。
4 番	融資とかで優遇措置を受けられるけども、縛りは、何年以上就農すればとかということは決められていないのか。
事務局	就農の話ですか。就農の話はあくまでも5年間は、本人が申請したものですから。
4 番	5年。
事務局	5年でやめるよとか、10年やるよという話ではなく、ずっと続けていく中で、計画の期間があくまでも5年後の目標を設定することになっています。

3 番 事務局	認定農業者になりたいということなんでしょ。 なりたいんです。それが5年後の計画を審査しますよということです。 ですので、5年間で辞めるとかという話ではありません。
3 番 事務局	面積はどれくらいですか。 1町歩くらいずつです
3 番 事務局	1町歩で達成できますか。 基本構想では、新規就農者は7反歩こかぶをやると生活していける所得となっています。
議 長	それでは、この案件についてはよろしいですか。
委 員	(なし)
議 長	議案第5号について、御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第5号については意見なしとして町に回答いたします。 次に、「議案第6号 令和3年度農作業労働賃金等標準額の設定について」を議題とします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書7ページをご覧ください。 議案第6号 令和3年度農作業労働賃金等の標準額の設定について、審議を求めるものであります。 今回の標準額設定案は、農作業労働賃金について、これまで1時間当たり750円でしたが、青森県最低賃金にあわせて1時間当たりを793円とし、農業機械利用料については、改定せず据え置くというものであります。 以上で議案第6号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第6号について、御審議願います。
委 員	御質問等ございませんか。 (なし)
議 長	議案第6号について、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第6号については原案のとおり決定いたします。 次に、「報告第5号 農地法第3条の3」を議題とします。

事務局	事務局の説明をもとめます。 議案書 8 ページ、お開き願います。 報告第 5 号 農地法第 3 条 相続等による権利移動について報告します。 【報告第 5 号、議案書をもとに朗読、説明】 報告第 5 号の説明については以上です。
議 長	それでは、報告第 5 号について、御意見等ございませんか。
委 員	(なし)
議 長	次に、「報告第 6 号 非農地証明について」を議題とします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書 1 2 ページ、お開き願います。 報告第 6 号 非農地証明願いについて、農地法の適用を受けない旨の証明をしたので、報告します。 【報告第 6 号、議案書をもとに朗読、説明】 報告第 6 号の説明については以上です。
議 長	それでは、報告第 6 号について、御意見等ございませんか。
委 員	(なし)
議 長	次に、「報告第 7 号 農業委員会職員の任免について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書 1 3 ページをお願いします。 報告第 7 号 農業委員会職員の任免について、農業委員会等に関する法律第 2 6 条第 3 項の規定により、本委員会に関わる職員の任免を行うものであります。 1 野辺地町に出向させる職員「事務局長 玉山順一」 「総括主幹 寺澤いづみ」 2 野辺地町から出向する職員「総括主査 武田麻衣子」となります。 農業委員会事務局長については、農林水産課長が併任することとなり、専任職員だけのいわゆる農業委員会の独立体制ではなくなります。上十三内で事務局長が併任となっているのは、おいらせ町、六戸町、六ヶ所村、そして野辺地町のみとなります。 報告第 7 号の説明については以上です。
議 長	それでは、報告第 7 号について、御意見等ございませんか。

委 員	(な し)
議 長	質問も無いようですので、これをもちまして、本日の議事を終了いたします。 【閉会時刻 1 1 時 1 3 分】